

「常用漢字表の字体・字形に関する指針（報告）」
 （平成28年文化審議会国語分科会）（抜粋）

第1章 常用漢字表「（付）字体についての解説」の考え方
 2 常用漢字表における字体・字形等の考え方 (P7)

字体
 （略）

字体は骨組みであるから、それが実際に印刷されたり、手で書かれたりする場合は、活字独特の装飾的デザインや、人それぞれの書き方の癖や筆勢などで肉付けされた形で表れる。したがって、ある一つの字体が印刷されたり書かれたりして具体的に出現する文字の形は一定ではなく、同じ文字として認識される範囲で、無数の形状を持ち得ると言える。仮に、文字の形の整い方が十分でなく、丁寧に書かれていない場合にも、また、美しさに欠け稚拙に書かれている場合にも、その文字が備えておくべき骨組みを過不足なく持っているを読み取れるように書かれていれば、それを誤った文字であると判断することはできない。

翻って言えば、「字体」とは、同じ文字として様々に肉付けされた数多い個別の文字の形状それぞれから抽出される共通した特徴であり、文字の具体的な形状を背後で支えている抽象的な概念と言うこともできる。字体は、文字を見分け判別する際の基準、文字として社会的に通用するかどうかの基準として、社会全体で共有されることが必要なものである。

第2章 明朝体と手書き（筆写）の楷書との関係 (P 58)
 4 手書き（筆写）の楷書では、いろいろな書き方があるもの
 (6) その他
 Ⅰ その他

漢字の例	左のような構成要素を持つ漢字の書き表し方の例	
令	令 令 令 令 令 令 鈴 鈴 鈴 鈴 鈴 鈴	など
叱	叱 叱 叱 叱	など

第3章字体・字形に関するQ&A (P 92)

Q42 「令」や「鈴」を手書きの楷書でどう書くか

ある金融機関の窓口で書類に記入する際に「令」を小学校で習った形（「令」）で書いたら、明朝体と同じ形に書き直すように言われました。そうする必要があったのでしょうか。また、「鈴」、「冷」、「齡」といったほかの常用漢字や「伶」、「怜」、「玲」などの表外漢字の場合も同じように考えていいのでしょうか。

A 本来であれば、書き直す必要のないものです。印刷文字に見慣れてしまったため、手書きでは「令」と書く習慣があることが理解されにくくなっているのでしょうか。

「字体についての解説」にもこの書き方が例示されています。これは、手書き文字の字形と印刷文字の字形のそれぞれの習慣に基づく字形の相違であり、別の字ではありません。

令 - 令 令

手書きの楷書によく見られる「令」と明朝体の「令」との間には字形の差があるものの、同じ字体であるとみなされてきました。なお、「令」のように手書きしてもかまいません。

また、質問のとおり、小学校ではこの漢字を「令」の字形で学習しています。その字形が社会で通用しない場合があるというのは、情報機器の普及等によって印刷された文字を見る機会の方が多くなっているからであろうと考えられます。本来、印刷文字の形のとおり到手書きする必要はなく、このことは、社会全体で共有される必要があります。

「令」に限らず、この形が漢字の一部になっているほかの常用漢字「領」、「鈴」、「冷」、「齡」などでも同様ですし、「伶」、「怜」、「玲」などの表外漢字（→Q4）についても同じように考えることができるでしょう。

⇒[参照](#) 第2章4(6)エ[P.58]

字形比較表 (P193)

番号	常用漢字表	代表音訓	配当学年	印刷文字の字形の例	手書き文字の字形の例	第2章関連項目	Q&A関連項目
2087	令	レイ	4	令令令令	令令令 など	4-(2)(4)(6)	Q42,61,75